

指名停止等一覧表

期間：令和6年7月1日～令和6年9月30日

業者名	本社所在地	指名停止期間		当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
株式会社 佐藤産業	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄6934	自: 令和6年8月21日 至: 令和6年10月20日	2ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第16号 (不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(株)佐藤産業は、令和5年12月26日、宮崎森林管理署長と売買契約した立木販売契約箇所伐採搬出にあたり、令和6年2月7日に確認を行い契約箇所「分収造林:中尾(南俣)国有林2041い林小班・皆伐」の契約分収造林区域外(同2041か林小班)の搬出路で、シイ立木外(シイ・広葉樹Ⅱ類35本5.67㎡)を誤って伐採したものである。